

田辺市SDGs宣言制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、SDGs（Sustainable Development Goals）の略称であり、2015年9月の国際連合サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。以下同じ。）の目標達成に向けた企業、団体及び個人事業主の取組等を公表し、連携を促進することで、本市におけるSDGsの取組の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者等 田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町又はすさみ町で活動している企業、団体及び個人事業主をいう。
- （2）SDGs宣言 事業者等のSDGs推進に関する取組の宣言をいう。

（事業者等の取組）

第3条 SDGs宣言を行った事業者等（以下「SDGs宣言者」という。）は、SDGsの目標達成に資する取組を通じ、本市とともにSDGsを推進するものとする。

（市の取組）

第4条 本市は、SDGs宣言者に対して、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- （1）本市のホームページへの活動内容等の掲載
- （2）「田辺市SDGs宣言証」（以下「宣言証」という。）の交付
- （3）SDGsに関するイベント情報等の提供

（SDGs宣言対象者）

第5条 SDGs宣言の対象者は、SDGsの普及啓発及び目標達成に向けた取組等を実施している又は実施する意欲があり、次の各号に掲げる全ての要件に該当する事業者等とする。

- （1）納付すべき税等を滞納していないこと。
- （2）田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領又は田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （3）田辺市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

（SDGs宣言の申請）

第6条 SDGs宣言を行おうとする事業者等（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により市長に申請しなければならない。

- (1) 電子申請サービス「L o G o フォーム」による申請
 - (2) 電子メールによる申請
 - (3) 持参又は郵送による申請
- 2 前項第2号又は第3号の方法により申請する場合にあっては、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。
- (1) 田辺市SDG s 宣言制度申請書(様式第1号)
 - (2) 田辺市SDG s 宣言書(様式第2号)
 - (3) 誓約書(様式第3号)
 - (4) ホームページ掲載用の写真

(宣言証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により提出された内容等を確認した上で適当と認めるときは、当該申請者がSDG s 宣言を行ったものとして、宣言証を交付するものとする。

(SDG s 宣言の変更又は取下げ)

- 第8条 SDG s 宣言者が、宣言内容を変更するときは、田辺市SDG s 宣言制度変更申請書(様式第4号)に内容を変更した田辺市SDG s 宣言書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 SDG s 宣言者が、SDG s 宣言の取下げを行うときは、田辺市SDG s 宣言制度取下げ届出書(様式第5号)を市長に提出するとともに、宣言証を市に返還するものとする。

(取組の報告)

- 第9条 SDG s 宣言者は、毎年度末までに田辺市SDG s 宣言制度取組報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請日から年度末までの期間が3か月に満たないときは、翌年度末に当該報告書を提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する内容の変更を行った場合において、変更の申請日から年度末までの期間が3か月に満たないときは、翌年度末に前項当該報告書を提出するものとする。

(公表の中止と宣言証の返還)

- 第10条 市長は、SDG s 宣言者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本市のホームページへの掲載を取りやめることができる。
- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 前条に規定する取組の報告が行われなかったとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めたとき。
- 2 前項の規定により、ホームページへの掲載を取りやめたときは、速やかに宣言証を市に返還するものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。